第5回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第5回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の高畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、進行は着座にて進めさせていただきます。

記者発表の際に会議の公開につきましてはお知らせをさせていただきましたけれども、 カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までということでお願いをいたします。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。袋の中から出していただきまして、まず一番上に資料の目録、それからその下、議事次第、あと、名簿、座席表、それから県会議の規約、その後に資料の番号が振ってございますけれども、資料ー1、小貝川河川整備計画(原案)、それから資料ー2、小貝川河川整備計画策定までの流れ、あと、その後ろにつけております参考資料ということで参考資料ー1、小貝川河川整備計画(原案)の概要、それから参考資料ー2として、第4回関係県会議における御意見に対する関東地方整備局の考え方、それから参考資料ー3、第9回有識者会議における御意見に対する関東地方整備局の考え方、参考資料ー4、小貝川における河川整備の効果についてということで、あと、全部そろっているわけじゃないんですが、ドッチファイルを、それぞれ必要な部数だけ過去の有識者会議の資料を県会議の資料として机上に置かせていただいております。不足等があればおっしゃってください。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の佐藤より御挨拶を申し上げます。

○河川部長

きょうは、栃木県さん、茨城県さん、台風19号対応でまさにお忙しい中、わざわざこちらまでお越しいただきましてありがとうございます。鬼怒川・小貝川の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただきましてありがとうございます。

台風19号では、関東一円、大きな水位が、栃木県、茨城県両方とも生じたわけでございますけれども、小貝川につきましては、幸いというわけじゃないですけれども、氾濫危険水位まで水位が上がることなく、大きな被害がなく、流域としては落ちついている状況ではなかろうかと思ってございます。

この小貝川の整備計画につきましては、昭和61年ですか、大きな水害があって、母子島遊水地だとか、いろんなことを整備しておりましたけれども、やはり今般のような雨のことを考えますと、やはりしっかりと整備計画をつくって計画的に事業を実施していくということが非常に重要だということもありますし、また、昨今の雨の降り方を見ますと、しっかりといろんな施設整備はやっていくということも必要ですので、整備計画につきましてもしっかりと定めてやっていきたいと思ってございます。

この整備計画につきましては、前回、3月25日に開催いたしました県会議以降、3月28日に学識者に対する有識者委員会を開催いたしまして御意見をいただいたところでございます。これら関係県、学識経験者からの意見を踏まえて、おおむね30年の河川の整備に関する計画となる小貝川河川整備計画(原案)について、本日御説明をしたいと思ってございます。

こういう時期ですので、御意見をいただいたことを踏まえて早急に計画の策定に入って いきたいと思っておりますので、今日はよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○河川調査官

それでは、カメラ撮りはここまでということで、これからはそちらは控えていただきたいと思います。

- 3. 利根川水系小貝川河川整備計画(原案)について
- 4. 小貝川河川整備計画策定までの流れについて

○河川調査官

それでは、早速でございますが、議事に移ってまいりたいと思います。お手元にお配り しています議事次第に従って議事のほうを進めてまいります。

まず、議事次第3番、4番について続けて説明をさせていただきます。

○河川計画課長

河川計画課長をしております渡邉です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明 をさせていただきます。

まず、資料-2の小貝川河川整備計画策定までの流れという資料、1枚紙、横のものをごらんください。

まず策定手続における現在の状況について説明をさせていただきます。前回の第9回有識者会議と第4回関係県会議においては、小貝川河川整備計画の目標案と、あと、骨子、あとは、小貝川河川整備計画策定までの流れについて説明をさせていただき、それぞれ関係県と有識者から御意見を伺っているところです。

今回が第5回、一番右の第5回の関係県会議ということで、本日、原案について皆様から御意見を伺いたいと思っております。

この資料についてはまた後ほど、最後に使用させていただきます。

続きまして、原案の内容について説明をする前に、参考資料-2と参考資料-3を使いまして、前回の関係県会議でいただいている御意見と、それに対する関東地方整備局の考え方と、有識者会議でいただいている御意見と、関東地方整備局の考え方について、まず説明をさせていただきます。

参考資料-2をめくっていただき、裏面をごらんいただければと思います。いただいた 意見、大きく三つほどに分けて書いておりますけれども、まず一つ目が、目標流量等について過去に発生した洪水で示してほしいという御意見をいただいているんですけれども、 関東地方整備局の考え方としましては、利根川の本川と支川とのバランスですとか、あとは全国のほかの同等な河川の水準を踏まえて、小貝川河川整備計画の目標としては、示し 方としては年超過確率30分の1から40分の1という形でお示しをしたいというふうに考えております。

また、目標流量と河道整備の対象流量の差分の50m3/sを何によって対応するのか示して

欲しいということで、原案を少し見ていただければと思いますが、原案の19ページですね。 19ページに小貝川の流量配分図が載っていると思います。18ページの終わりから文章が始まっているんですが、洪水による河川整備計画目標流量を基準地点黒子において1,100m3/sで、このうち河道整備において対象とする流量は1,050m3/sと書いているというところが、これが何かという御意見だったかと思います。

内容について御説明しますと、この河川整備計画目標流量1,100m3/sに内水の合流量100m3/sを加えた1,200m3/sに対して、洪水調節施設である母子島遊水地と新たに整備をする遊水地によって洪水ピーク流量の低減量を150m3/sということを考えておりますので、その1,200から150を抜いた値が1,050ということで河道整備の対象流量は1,050m3/sですよということが、その1,100m3/sと1,050m3/sの差分の意味というふうになっております。

続きまして、2点目の御意見として、専門性の高い用語については、解説等の補足資料があったほうが良いのではないかという御意見をいただいておりますが、これについても 専門性の高い用語については、解説を適宜補足するような形にしております。

3点目、できる限り早い河川整備計画の策定をお願いしたいという御意見をいただいておりますので、この手続も含めてですが、できる限り早い河川整備計画の策定には努めて参りたいと思っております。

続きまして、参考資料-3になります。こちらが、有識者会議でいただいた御意見に対することとなります。

めくっていただきまして、1点目が、堤防の維持管理、生態系の保全、環境教育は一貫 した記載表現として欲しいという御意見をいただいておりましたので、御意見を踏まえま して、堤防の維持管理、生態系の保全、環境教育については、原案の27ページの中に5.2 河川の維持の目標、種類及び施工の場所という項目があるんですけれども、その中で各分 野の取り組みが一体となって効果が発揮されることを念頭に河川の維持管理を実施すると いう旨を記載をしております。

2点目が、自然環境の保全と再生において、魚類の遡上・降下環境の改善に向けた検討について記載すべきという御意見をいただいておりまして、こちらについても御意見を踏まえて原案の26ページですけれども、5.1.3の河川環境の整備と保全に関する事項という項目の中で魚類の遡上・降下環境の改善に向けた検討を行うという旨を記載をしております。

3点目ですけれども、第9回の有識者会議における参考資料-2の補足資料の水利用の

状況について、許可水利権と慣行水利権を分けて記載すべきというような御意見をいただいていたんですけれども、これにつきましては、許可水利権と慣行水利権の内訳を公表するということは、関係者への影響というのもありますので、第9回有識者会議における参考資料-2の補足資料のとおりとしますというような回答を考えております。

原案の中では、具体的には11ページの下の方の表2-4の小貝川における水利用の状況というふうに書いていますが、その表の欄外に※で農業用水は許可水利権と慣行水利権の合計ですよということを記載しておりますので、このような形で両方があって、その合計値が、この農業用水の37m3/sだということで記載をさせていただいております。

続きまして、4番と5番、少しセットになるんですけれども、4点目としては、第9回 有識者会議において鬼怒川から小貝川への排水について正確に記載すべきという御意見と、 5番目に、これも同じ補足資料の中で、小貝川の利水用水の確保状況については詳細に記載すべきじゃないかというような御意見がありました。

これ、回答についてさらにめくっていただいて3ページ目ですけれども、補足資料の、4ページにも少し図でも解説をしていますけれども、事実関係として小貝川は鬼怒川左岸から取水された農業用水が使用されて落水として支川や複数の用水路を通じて小貝川に流れ込んで、上流から下流に至るまで農業用水として繰り返し利用されるということがあります。そのほかに、下流では霞ヶ浦用水で注水された水が工業用水として利用されているということがありますので、そういった内容について資料の中で御説明をするような形に記載をしております。

最後、6点目ですけれども、洪水氾濫に備えた社会全体での対応において、個人情報の活用の重要性という観点を記載して欲しいということが書かれております。御意見を踏まえまして、個人情報の重要性について、原案の中の、これは34ページですが、5.2.1の洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項という項目がありますので、その中で地域の情報を共有活用することで確実な避難がなされるよう関係自治体との連携を密にするといった記載を追加しております。

以上が前回の関係県会議と、有識者会議における意見と、それに対する考え方についての説明となります。

説明を続けさせていただきます。

続きまして、原案についてですけれども、原案については、このお配りしている資料-1をごらんください。あと、あわせて参考資料-1ということで、この紫の線が入ってい る資料ですね。こちらを御準備させていただきました。こちらの参考資料の概要というものは、原案の内容をわかりやすく説明するために要点をまとめておりまして、写真とか図とかも用いながら、パンフレット形式でまとめたようなものになります。この参考資料ー1の項目については、資料ー1の河川整備計画(原案)と章立てを完全に合わせて作成しておりますので、原案に沿って説明をさせていただきますけれども、適宜必要に応じて両資料を見比べていただきながら御確認をいただければと思っております。

それでは、資料-1について説明をさせていただきます。今回、資料-1は、先ほど説明した御意見について取り込んで作成したものとなります。

では、表紙から1枚おめくりください。今日は時間の関係もございますので、記載内容の確認と、あとポイントだけの簡潔な説明になるようにということで思っております。表紙をめくっていただくところにはページを振ってありませんが目次です。

さらにめくっていただいて1ページ目からになりますけれども、第1章については、小貝川の概要をまとめて記載をしたものになっておりまして、流域と河川の概要についてそれぞれ記載をさせていただいていて、2ページになると流域の気候のことですとか、気温などの情報について記載をしております。

3ページ、めくっていただきますと、それぞれ人口の推移ですとか、引き続き流域の概要について記載が続きます。

4ページの1.2からが治水の沿革ということになりますけれども、ここ、若干文章では わかりづらいところもあるかと思いますので、参考資料-1のパンフレットの2ページな どを見ていただくと、鬼怒川と小貝川の分離の話とか、これまでの河道の付け替えとか変 更について記載を図も入れながら説明をさせていただいているという内容になります。

5ページ目、めくっていただきまして、5ページ目の4行目以降からは河川改修に関する経緯について記載をしております。17行目以降からですけれども、昭和61年8月に発生した洪水を契機に、63年に利根川水系の工事実施基本計画を改定した話ですとか、昭和61年8月の洪水ですね、小貝川が決壊した洪水ですけれども、その洪水について、その後の改築の内容などについて記載をしております。その後、平成18年2月に利根川水系河川整備基本方針が策定をされて、基準地点の流量が基本高水ピーク流量で1,950m3/s、流域内の洪水調節施設で650m3/sを調節して、河道への配分流量を1,300m3/sとする計画がつくられている旨などを記載をしております。

それ以降については、著名な洪水について記載をしているものでございます。

7ページまでめくっていただいて、一応、表の一覧の中で小貝川流域における主な洪水について記載をしております。先ほど部長の話からもありましたとおり、今般の台風19号では、各地では被害がありましたけれども、小貝川については、幸い大きな被害の報告はなかったということですので、この表についてもこれまで提示をさせていただいている内容ですとか、あと、河川整備計画(原案)の内容について、台風19号に関する変更というのは行っておりません。

その後、7ページ、引き続き利水の沿革についてですけれども、先ほど有識者さんの方から御意見をいただいた点については、19行目からですね。鬼怒川から東側に取水された農業用水の一部が、かんがいを経て小貝川に流れ込んで、その水が小貝川で取水され、水田を潤していることですとか、あと、工業用水については、霞ヶ浦用水によって注水して利用されている旨などを記載をしております。

8ページ目からは河川環境の沿革ということで、小貝川の自然環境の特性などについて 記載をしております。

9行目以降については、水質に関する対応などについて記載をしているところです。

続きまして10ページ目になります。10ページからが河川整備の現状と課題ですけれども、 1項目目として、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題ということ で、小貝川については、まだ堤防断面が不足している箇所なども残っていますよというこ とですとか、あとは、小貝川においての洪水調節施設は、平成2年、母子島遊水地が完成 しておりますけれども、洪水調節容量が不足しているといったことを記載をしております。

堤防の整備状況としては、計画堤防断面が完成しているのが約7割で、今後、整備が必要な区間が約3割ぐらい残っているということで表記をしております。

そのほか、堤防の浸透に対する安全性などについても記載しています。

続きまして11ページ目です。11ページ目が、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持に関する現状と課題ということで、基準地点黒子の流況ですとか、水利用について書いておりまして、先ほどの話から繰り返しになりますが、表2-4というところで先生からも御指摘のあった農業用水については、許可水利権と慣行水利権の合計という形で示しております。

続きまして12ページですけれども、河川環境の整備と保全に関する現状と課題というところで、水質について触れておりますけれども、小貝川の水質については、BODで評価をすると、基準値を超過する年も見られておりますけれども、おおむね環境基準を満足して

いるということで記載しております。

それ以降は、13ページ目以降、河川空間の利用ですとか景観などについて記載をしております。

14ページからが河川維持管理の現状と課題ということで書いております。

15ページに、下の方に2.5で近年の豪雨災害で明らかとなった課題ということで、まさに27年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊で逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受けて、「施設の能力には限界があって、防ぎ切れない大洪水は必ず発生するもの」という意識へ改革するということで、ハード・ソフトー体で社会全体で洪水氾濫に備える水防災意識社会の再構築に関する取り組みを進めてきましたよといったことを書かせていただいております。

あとは、16ページ、2.6で気候変動の影響による課題などについて書いています。

続きまして、17ページ目からが、河川整備計画の対象区間と期間などについてです。計画対象区間については、大臣管理区間ということで小貝川が延長78.2キロ、大谷川が下流端、小貝川への合流点として3.7キロメートルを対象区間としています。

3.2 計画対象期間は、おおむね30年間としています。30年間としてはいるんですけれども、最後の方に少し書いておりますが、策定後においてもこれらの状況の変化ですとか、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえて、必要があれば計画対象の期間内であっても適宜見直しを行っていくということにしております。特に、近年の気候変動による洪水流量の増加等が懸念されることから、これに対応した形での見直しというものも必要に応じて行う必要があるということを書かせていただいております。

18ページからは目標に関する事項というふうになっておりまして、4.1のところで、一番最後の2行目からですね。先ほど関係県の意見の回答の中でも説明をさせていただいておりますが、目指す安全の水準は、全国のほかの同等な河川の水準を踏まえて、30分の1から40分の1としますということを記載しております。

19ページが、先ほどもう御説明させていただきましたが、整備計画目標流量は1,100m3/sですけれども、内水合流量と洪水調節の母子島遊水地と新規遊水地でカットする分を踏まえまして、河道整備においての対象流量は1,050m3/sですよということをここで書かせていただいております。

4.2が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標ということで、関係 機関と連携をしながら流水の正常な機能や適正な水利用の維持が図れるように努めること を目標とするということで目標を書いております。

4.3が河川環境の整備と保全に関する目標ということで、治水・利水との調和及び流域の自然環境・社会環境との調和を図りながら、自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図った河川環境管理のため、河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標や、具体的な保全・利用方法、管理方法等を定めて、順応的な管理を目指すといったことを書かせていただいております。

もう少し続きます。21ページ目です。河川の整備の実施に関する事項ということで、具体的にどういった対策をしていくかということと、その箇所についての記載をしている項目になります。

まず、5.1.1からですけれども、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項として、堤防の整備ということで、堤防の整備がまだなされていない区間ですとか、断面が計画に対して足りていないというところについては、上下流バランスを考慮しつつ、築堤ですとか、嵩上げ、拡幅を行いますということで、表5-1の中で堤防の整備で施行が必要な場所ということで各地点において書かせていただいております。ただし、少し表の欄外の※にも書かせていただいていますが、今後の状況の変化等によって必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがありますということを書かせていただいています。

続きまして23ページです。こちら、次は河道掘削で、堤防の整備と同じように、表 5 - 2 の中で河道掘削に係る施工の場所を示しております。

- (3) が浸透・侵食対策ということで、調査・検討を行いながら、ここについては必要に応じて堤防強化対策を実施するということと、あと、堤防防護のため必要に応じて護岸などの対策を実施しますよということを書いておりまして、それぞれの施行の箇所を示しております。
- (4) が洪水調節容量の確保ということで、洪水調節施設についても、効果的に洪水ピーク流量の低減を図るために、遊水地の整備を実施するという旨を記載しています。遊水地の整備に当たっては、関係自治体と連携・調整を図りながら、今後詳細な調査及び検討を行っていくということで記載しています。
 - 5番目が地震対策で、こちらも必要に応じて実施するという形です。
- 6番目が内水対策です。内水による浸水が発生する地区の河川については、内水被害の 発生要因等について調査を行って、関係機関と調整した上で、必要に応じて軽減対策を実

施するということで書かせていただいております。

25ページ以降、項目だけの、基本、項目の御紹介になりますが、施設の能力を上回る洪水を想定した対策ですとか、あとは、5.1.2以降は、利用ですね。適正な利用ですとか流水の正常な機能の維持に関する事項で書かせていただいているのと、5.1.3からが、河川環境の整備と保全に関する事項ということで、河川の状況に応じながら水質ですとか動植物の生育・生息・繁殖環境等についても配慮をしながら、自然と調和を図った整備と保全を行うという旨を書いております。具体的には、水質改善対策ですとか、自然環境の保全と再生、あとは、人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備ということで項目を挙げさせていただいております。

26ページ、5.2からが河川の維持の目的、種類及び施行の場所ということで示しております。

27ページ、めくっていただきますが、5.2.1で洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項ということで、洪水の発生時においても、河川管理施設の機能が適切に発揮されるように維持管理を行いますということで、堤防の維持管理、河道の維持管理、あとは水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理について項目を挙げさせていただいておりまして、具体的に維持管理に係る施行の場所についても書かせていただいております。

29ページが維持管理の樋門・樋管に係る施行の場所ということで、こちらも一覧で示しております。

次の30ページの表5-8 が排水機場の施行場所で、表5-9 が堰に係る施行の場所ということです。

4番目が洪水調節施設の維持管理ということで、これは母子島遊水地を記載しています。 そのほか、許可工作物の機能維持というところでも触れさせていただいております。

31ページ目です。それ以外にも、こういった維持のほかにも不法行為に対する監督・指導ですとか、雨量や水位等の観測等の充実ですとか、あとは洪水予報、水防警報等の発表について、32ページ目からは、(9)のところでは、堤防の決壊時等の復旧対策についてですとか、(10)ですけれども、河川等における基礎的な調査・研究についても記載をさせていただいております。

33ページのところで少し触れさせていただきたいのが、(11) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応ということで、こちら平成27年9月の水害を受けてというところで、13行目からですね。具体的には「鬼怒川・小貝川上流域の大規模氾濫に関する減災対策協議会」及

び「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」の場の活用等により、茨城県、栃木県沿川の10市町、公共交通事業者、マスメディア等と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、各種タイムラインの整備と、これに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり、メディアの特性を活用した情報の伝達方法の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実といったところを書かせていただいております。

33ページからは、その後、1)の市町による避難勧告等の適切な発令の促進ですとか、2)の住民等の主体的な避難等の促進などについて書いております。2)のこの住民等の主体的な避難等の促進については、想定最大規模の洪水が発生した場合の浸水想定区域図なども公表をしているということと、あとは、15行目以降ですね。洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等には既に取り組んでいただいているところかと思いますが、取り組みが推進されるよう支援するといったことを書かせていただいております。

あとは、23行目ぐらいのところで、先生から御意見があった分の反映ということで、要配慮者と避難行動要支援者の所在・避難支援のプランといった地域の情報を共有・活用することで確実な避難がなされるよう関係自治体との連携を密にするという、先生方からの個人情報の活用ということで御指摘があったところをこのような形でここに記載をしております。

あと、さらに、大臣管理区間からの氾濫が及ぶ全ての自治体での水害ハザードマップが 随時更新されていくように支援をしていくという旨を書かせていただいております。

3) が防災教育や防災知識の普及、4) 的確な水防活動の促進、5) 水害リスク評価、水害リスク情報の共有、6) の水害リスク情報の発信等について書かせていただいております。

36ページからは、5.2.2ということで、また適正な利用と流水の正常な機能の維持に関する事項を書かせていただいています。

5.2.3は河川環境の整備と保全に関する事項ということで、河川環境の維持については、 水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮するということと、環境 教育ですとか防災教育の支援、不法投棄対策等を実施していくという旨を書いております。 あとは、それぞれの項目について具体的に水質、自然環境、河川空間の適正な利用、37 ページ、めくっていただいて、水面の利用、あとは景観の保全、環境教育の推進、不法投 棄対策について、具体的に取り組む内容についてさらに記載をしております。

最後に、最後のページになりますが、6番目として、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項ということで、1点目として流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、2点目として、地域住民、関係機関との連携・協働。3点目として、治水技術の伝承の取り組みというところで記載をしております。

すみません、かなり簡単な説明ではございますが、資料-1については以上となります。 もう一点だけ、資料の参考資料-4についてもまとめて説明をさせていただきます。参 考資料-4というのが、「小貝川における河川整備の効果について(水害リスクの評価 (試行))」とタイトルがつけられているものです。

めくっていただきますと、これは何かということですけれども、本資料と本試行の背景です。平成27年8月に社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣に対して「水災害分野における気候変動適応策のあり方について〜災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ〜」というものが答申をされております。

この答申の中で、想定し得る災害規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水 害リスク情報を共有してハード・ソフト両面から対策を進めていこうということが示され ております。

小貝川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえて、さまざまな外力による浸水想定を作成しておりまして、浸水想定区域図についても平成29年3月に公表をしております。今回、その浸水想定で作成の際に使用したモデルを用いて、河川整備計画(原案)に定めている施設整備が完了した場合を含め、さまざまな規模の外力が発生した場合の水害リスクについての試算結果を試行的に提示をさせていただくというものになっております。

P2が計算のときの計算条件ですけれども、現況河道では、施設も母子島遊水地だけで、整備計画河道のときには、整備計画に定めた内容が完了している状態というのと、母子島遊水地のほかに新たな遊水地があるという状況をセットしまして、外力についても昭和61年8月の洪水波形で整備計画規模と基本方針規模と想定最大規模について、それぞれ試算をしたということになります。

ページをめくっていただきますと、河川整備計画(原案)で反映している内容というのが3ページ目に示しておりまして、4ページ目がシミュレーションをやったエリアの分割ですけれども、小貝川の氾濫ブロックについては、左岸3ブロック、右岸5ブロックの、計8ブロックで計算を行っております。

さらにめくっていただいて5ページ目以降、各ブロックごとに氾濫シミュレーションの 結果を示しておりますけれども、それぞれ、例えば5ページ目のR1のブロックですと、整 備計画規模と基本方針規模と想定最大規模、それぞれについて現況と整備後、それぞれに ついて浸水のエリアがどうなっているかということと、被害額がどうなっているかという ところを比較をしながら確認をしているところです。

見ているポイントとしては、どのように整備効果が発現されるかということと、あとは、 洪水規模によって今回の整備計画を定めたメニューを行うことで、逆に被害が大きくなる ようなところというのが出てきていないかということのチェックですとか、地域ごとの、 また洪水規模ごとの被害軽減の見通しなどを試行的に検討をしているものということにな ります。これは御紹介です。

最後、もう一つ、資料-2について、先ほどのスケジュール表みたいなもののA4の1枚の横紙があったかと思うんですけれども、今後の流れについても御説明を最後にさせていただきます。

本日の会議を受けて、特段の問題がなかった場合には、本日、会議の終了後から約1カ月間、郵送、ファクシミリ、電子メール等によって意見募集と公聴会を開催する予定でございます。また、11月8日には第10回の有識者会議を開催しまして、これらの意見を踏まえて利根川水系小貝川河川整備計画(案)を作成しまして、関係県の知事様からの意見聴取と関係省庁との協議を行った後、小貝川河川整備計画の策定、公表という流れで進めていくことで考えております。

河川整備に当たっては、上下流左右岸バランスなどにも留意しつつ、着実に氾濫対策を 進めるとともに、ソフト対策なども一体的・計画的に推進していけるよう、洪水氾濫に備 えた社会全体の対応が必要だと思っておりますので、こういった内容を河川整備計画に位 置づけて着実に実施していきたいというふうに考えております。

駆け足ではございましたが、説明は以上となります。

○河川調査官

関東地方整備局からの資料の説明につきましては以上ということになります。

それでは、今、御説明をさせていただきました内容に関して、本日、茨城県、それから 栃木県、両県から御出席をいただいておりますので、それぞれ御発言をいただければと思 います。 それでは、まず、茨城県さんからお願いできればと思います。

○茨城県土木部河川課長代理

茨城県でございます。本日、飯村課長、所用により欠席でございまして、代理で井上が 出席させていただいております。

それでは、まず、今回の台風19号による記録的な大雨等によりまして、本県においては 那珂川や久慈川など多くの河川で堤防の決壊や越水がございました。死者2名、行方不明 者1名、負傷者18名の人的被害のほか、多くの家屋が全壊、半壊、床上床下浸水の被害に 遭うなど、甚大な被害が発生しております。

このため、現在、県及び関係市町村におきましては、国の支援を受けながら総力を挙げて被災者救済のため、また、被災地の復旧・復興のために取り組んでいるところでございます。

国土交通省さんにおかれましては、TEC-FORCEやリエゾンの派遣によりまして、災害箇所の調査、また、ポンプ車や照明車等の機材の提供など、災害発生直後からスピーディに多大な御支援を賜りまして感謝を申し上げるところでございます。

さて、小貝川におきましては、先ほども御紹介がございましたが、昭和56年、それから61年の洪水を踏まえまして、堤防や洪水調節施設の整備を進めていただきました。御紹介があったとおり、完成堤の整備率が約7割に達しておるということでございます。残る3割、中下流部に現在も必要な堤防高の不足や幅が不足していて流下能力が不足している区間がございますが、今回の台風19号による県内の被害状況を踏まえますと、治水対策の加速化は県民の安心・安全のために大変重要でありますことから、河川改修の早期完成を図っていただきますようお願いを申し上げるところでございます。

また、先ほどありましたとおり、河川整備計画の策定後もこれらの降雨状況や被害状況 を踏まえまして、柔軟に整備計画の変更を行っていただきますようお願いを申し上げたい と思います。

茨城県からは以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。

続きまして、栃木県さん、お願いいたします。

○栃木県河川課長

栃木県河川課長の橋本でございます。本日は小貝川河川整備計画(原案)につきまして、 御説明いただきまして誠にありがとうございました。

この原案につきましては、意見につきましては、本県としては特にはございません。

県の実情ですけれども、お話をさせていただきますと、先ほどもおっしゃっていたとおり、先日の台風19号によりまして、私ども、本県においても県内各地で多大なる被害があったと。特には、県の本当に、小貝川流域を除く全県であったと言っても過言ではないかというふうに思っております。また、決壊、越水している箇所も多数ございます。また、決壊等をしないまでも、溢水等によりまして多大なる浸水が県都の宇都宮の町の中でもございましたし、栃木の町の中でも数千戸の戸数が床上床下浸水をしたというような状況が現在ございます。

その辺につきましても、栃木県としましては早期に対応していかなければならないなというふうに思っておりますので、その辺につきましても、国、関東地方整備局さんにも御相談、御協力を得ながら進めていきたいというふうにまた思っているところでございます。

今回の台風につきましても国から市や町へTEC-FORCEの派遣等をいただきまして、非常にありがとうございました。市も非常に喜んでおりまして、助かったというふうな意見を私どもも伺っているところでございます。また、現在も佐野市、鹿沼市の方でTEC-FORCEによりまして路面清掃なんかもまだやっていただいているような状況でございますので、まだまだいろいろ御支援をいただかねばならない点はあると思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、この小貝川についてお話をさせていただきますと、幸いなことにおきまして、県区間の小貝川につきましては、本当に被災等はございませんでした。ですが、いつ同じような被害が、このごろの状況を考えるとあるかわからないということと、私ども、直轄と接している益子町の方につきましては、まだ正直、余裕高のない堤防で、まだ河川の整備をやってきているというようなことも踏まえますと、いち早い地域の住民の安全・安心を図るためにも早期の整備計画の策定と河川整備の推進をお願いするとともに、本県においてもできる限りの御協力ができればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

ただいま両県さんから御意見をいただきまして、まず一つ、共通する御意見としましては、こういった昨今の状況も含めて、小貝川河川整備計画策定のまでの流れということで、台風19号の被災状況も踏まえて、水害リスクに備える意味で、できる限り早い河川整備計画の策定及び河川整備をお願いしたいということで、こちらにつきましては、関東地方整備局としましても河川整備計画を速やかに策定をいたしまして、これに基づく適切な整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、茨城県さんの方から御発言がありました、河川整備計画策定後も降雨状況や被害状況等を踏まえて柔軟に整備計画の変更を行ってほしいということの御意見につきまして、こちらにつきましても計画策定後、河川整備計画の想定を超えるような洪水が起きたなどの状況が発生しました場合には、必要に応じて河川整備計画目標、それから河川整備計画のメニューというものを見直しを行って参りたいと考えております。

御意見につきましては、一応、このような形で考えております。

そのほか、御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

5. 閉会

○河川調査官

それでは、最後、本日いろいろと説明も含めて御意見をいただきましたけれども、こちらを反映させていきたいと思います。

また、御意見等がもし今後ありましたら、改めまして書面等でいただければと思います。 それでは、特に御意見等ないようでございますので、これをもちまして、第5回鬼怒 川・小貝川河川整備計画関係県会議を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

一 了 —